

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公開番号】特開2015-210649(P2015-210649A)

【公開日】平成27年11月24日(2015.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-073

【出願番号】特願2014-91571(P2014-91571)

【国際特許分類】

G 0 8 G	1/16	(2006.01)
---------	------	-----------

B 6 0 R	1/00	(2006.01)
---------	------	-----------

B 6 0 R	11/02	(2006.01)
---------	-------	-----------

H 0 4 N	7/18	(2006.01)
---------	------	-----------

【F I】

G 0 8 G	1/16	C
---------	------	---

G 0 8 G	1/16	D
---------	------	---

B 6 0 R	1/00	A
---------	------	---

B 6 0 R	11/02	C
---------	-------	---

H 0 4 N	7/18	J
---------	------	---

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

請求項1に記載の車体近傍障害物報知システムにおいて、

前記映像情報抽出部は、前記領域判定部が、前記移動障害物の検知位置を前記合成映像構成用領域の内と判断した場合にも、前記移動障害物の検知位置の情報と撮影された前記移動障害物の映像とを抽出し、前記合成映像構築部に送出して前記合成俯瞰映像と合成させる

ことを特徴とする車体近傍障害物報知システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

請求項1に記載の車体近傍障害物報知システムにおいて、

前記映像情報抽出部は、前記領域判定部が、前記移動障害物の検知位置を前記合成映像構成用領域の外と判断した場合に、前記移動障害物の検知位置の情報と前記検知位置を含む前記周囲映像とを抽出し、前記合成映像構築部に送出し、

前記合成映像構築部は、前記合成俯瞰映像の示す領域以外の部分を半透明表示にすると共に、前記移動障害物の検知位置を強調表示して前記周囲映像を合成させる

ことを特徴とする車体近傍障害物報知システム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 6】

請求項 1 に記載の車体近傍障害物報知システムにおいて、

前記映像情報抽出部は、前記移動障害物の検知位置が前記合成映像構成用領域の内から外に変化したと前記領域判定部が判断した場合に、前記合成映像構成用領域の内で撮影された前記移動障害物の映像を保持すると共に、

前記移動障害物の検知位置が前記合成映像構成用領域の外にある間は、前記移動障害物の検知位置の情報と前記保持された前記合成映像構成用領域の内で撮影された前記移動障害物の映像とを前記合成映像構築部に送出して前記合成俯瞰映像と合成させる

ことを特徴とする車体近傍障害物報知システム。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

更に、第 4 の発明は、第 1 の発明において、前記映像情報抽出部は、前記領域判定部が、前記移動障害物の検知位置を前記合成映像構成用領域の内と判断した場合にも、前記移動障害物の検知位置の情報と撮影された前記移動障害物の映像とを抽出し、前記合成映像構築部に送出して前記合成俯瞰映像と合成させることを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、第 5 の発明は、第 1 の発明において、前記映像情報抽出部は、前記領域判定部が、前記移動障害物の検知位置を前記合成映像構成用領域の外と判断した場合に、前記移動障害物の検知位置の情報と前記検知位置を含む前記周囲映像とを抽出し、前記合成映像構築部に送出し、前記合成映像構築部は、前記合成俯瞰映像の示す領域以外の部分を半透明表示にすると共に、前記移動障害物の検知位置を強調表示して前記周囲映像を合成させることを特徴とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

更に、第 6 の発明は、第 1 の発明において、前記映像情報抽出部は、前記移動障害物の検知位置が前記合成映像構成用領域の内から外に変化したと前記領域判定部が判断した場合に、前記合成映像構成用領域の内で撮影された前記移動障害物の映像を保持すると共に、前記移動障害物の検知位置が前記合成映像構成用領域の外にある間は、前記移動障害物の検知位置の情報と前記保持された前記合成映像構成用領域の内で撮影された前記移動障害物の映像とを前記合成映像構築部に送出して前記合成俯瞰映像と合成させることを特徴とする。